

一般社団法人機能性薄膜材料デバイス国際会議定款施行細則

2015 年 10 月 1 日制定

倫理規定（一部は努力規定）

本法人社員（以下、「社員」という。）は、自然科学の概念、手法、手段を考案・駆使して、有用な科学技術を創出し広く共有する活動を通じて、人類の幸福と社会の発展に貢献することを理想としている。この認識のもと、公正かつ適切な責務の遂行を行う目的で以下の倫理規定を定める。

社員は、その社会的使命、役割と責任を自覚し、この規定に則った行動に努めなければならない。

第 1 条

（社会的責任）

社員は、人類の幸福と社会の発展に貢献すべき重大な責務を負っていることを自覚し、専門分野に対する社会からの期待に相応しい研究とその成果の普及の為の活動（以下、研究活動という）に従事する。特に、研究活動の成果の公開に努めることは当然であるが、社会・公共の安全に重大な負の影響を与える事柄が生じたときはこれを速やかに公開する。

第 2 条

（社会的信用）

社員は、常に良心に従って研究活動を行い、技術の安全性と技術への信頼を確保し、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第 3 条

（法令等の遵守）

社員は、法律、その他の関連法令を遵守する。また、国際的な社会的規範に反することなく、常に良心に従って研究活動をしなければならない。

第 4 条

（私的利益の禁止）

社員は、本法人の理想に基づく責務を負っていることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用してはならない。

第5条

(知的財産権・独創性の保護)

社員は、自らの独創的考案や知的財産権を保護し、その活用を図ることは当然であるが、第三者の研究活動の独創性、その成果、及び知的財産権を自己の権利と同じく尊重する。

第6条

(個人情報等の保護)

社員は、第三者の個人情報の保護に努めるとともに、その人権・名誉・プライバシーの保護に努める。

第7条

(生命・環境への配慮)

社員は、自らの研究活動がもたらす生命や環境への影響について配慮し、これらに対する負の影響を与えないように努める。社員は、自らの専門的知識をこれらの維持・向上に寄与するように努める。

第8条

(研鑽)

社員は、専門家とし自己を常に研鑽し、必要に応じて、他の技術者・研究者の能力向上を支援する。社員は、学会ならびに社会の信任を自覚し、社員相互ならびに会員等の社会的貢献の向上・促進に努める。

第9条

(貢献実績)

定款第6条2に定める社員の入社における「貢献実績がある」とは、以下の3つの項目を満たす事とする。

- (1) 本法人の事業である国際会議または本法人が妥当と認める国際学会等の委員として2年以上の実務経験があること。
- (2) 原則として、本法人の事業である国際会議または本法人が妥当と認める国際学会等において組織委員会、実行委員会、プログラム委員会のいずれかの委員会において正副どちらかの委員長の経験、又は理事会が認める顕著な貢献がある。
- (3) 法人発起人については、この限りではない。

第 10 条

(機密の保持および目的外使用禁止)

社員は、本法人活動で知り得た機密情報を本法人の規定する関係者以外の第三者に漏らしてはならない。また、それらの情報を本法人活動以外の目的のために使用してはならない。本法人の規定する関係者とは、理事会、社員総会、組織委員会、実行委員会、プログラム委員会、Award 委員会、JJAP 編集委員会、事務局、及び理事会が必要に応じて事前に指定する委員会等に属する社員である。

ここでいう「機密情報」とは、開示者の意思により社員に伝えられる情報であって、その伝達の形態を問わないが、以下のものを除く。

1. 開示時に公知であった情報及び開示後に受領者の責によらず公知となった情報。
2. 開示時に既に受領者が保有していた情報。
3. 受領者が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
4. 開示者の秘密情報に依存することなく、受領者が開示以前に独自の研究活動により得た情報。
5. 事前に書面により開示者の同意を得た情報。

日本国内外の公的機関から、その法令に基づき正当に開示の要請を受けた情報。

本法人の社員を辞した後、三年間はこの義務を負う。

本法人の規定する各種委員会等（組織委員会、実行委員会、プログラム委員会、Award 委員会、JJAP 編集委員会、事務局、及び理事会が必要に応じて事前に指定する委員会等）に属する委員には、社員と同等の機密保持及び目的外使用禁止の義務を課す。本法人から委員等への就任要請時に機密保持契約を締結し、その機密保持及び目的外使用禁止期間は契約終了後三年間とする。

第 11 条

(契約とその順守)

本法人の第三者との契約は、理事会の承認の後、代表理事の署名をもって成立する。

本法人の定款に基づき、公益に配慮しつつ、取り交わされた契約を順守する。

万一の不測の事態で契約の履行が困難な状況に至った場合は、契約関係者で協

議し、解決に至らない場合は国際商事調停等の調停機関に調停を託する。

附 則

1. 本細則の変更に当たっては、理事会の議決を要する。
2. 本細則の変更は理事会の議決日から施行する。